日付：令和6年3月6日

ダウンロード

○花園大学実習指導嘱託講師規程（平成10年4月1日制定）

花園大学実習指導嘱託講師規程

平成10年４月１日
制定

改正　平成18年10月23日　平成27年４月１日
平成29年４月１日　平成30年４月１日
令和２年４月１日　令和３年３月24日
令和５年４月１日

（目的）

第１条　この規程は、実習指導嘱託講師（以下「実習指導講師」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　実習指導講師とは、専攻実習科目に関する実務経験を有し、相応の指導能力をもつことを条件として採用された者をいう。

（職務）

第３条　実習指導講師は、実習に係る指導、調査、研究を担当するものとする。

（任用及び任期）

第４条　実習指導講師の任用にあたっては、「花園大学教員人事委員会規程」の定めるところによる。

２　実習指導講師の任期は「花園大学任期付教員に関する規程」の定めるところによる。

３　実習指導講師として雇用できる上限は、満65歳に達した当該年度末とする。

（就労および出校日）

第５条　実習指導講師の就労日は一週５日とし、大学への出校日数は一週４日以上を原則とする。

（職務の免除）

第６条　実習指導講師は、次の職務について免除する。

（１）　教授会の出席

（２）　各種委員会の業務分担

（３）　クラス担任

（４）　役職の分担

（就業規則の準用）

第６条の２　実習指導講師の就業については、花園大学就業規則を準用する。

（授業担当）

第７条　実習指導講師は、一週３コマ以内を原則とする。

（給与等）

第８条　実習指導講師の給与等は、任命権者が別に定める。

（改廃）

第９条　本規程の改廃は、学長が評議会の意見を聴き、理事会の承認を経てこれを行う。

附　則

１　本規程は、2007（平成19）年４月１日から施行する。

１　本規程は、2015（平成27）年４月１日から施行する。

１　本規程は、2017（平成29）年４月１日から施行する。

１　本規程は、2018（平成30）年４月１日から施行する。

１　本規程は、2020（令和２）年４月１日から施行する。

１　本規程は、2021（令和３）年４月１日から施行する。

１　本規程は、2023（令和５）年４月１日から施行する。